

議案第 1 1 9 号

調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金貸付条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

平成 2 7 年 7 月 2 6 日に発生した小型航空機墜落事故により被害を受けた市民に対して、住宅等の建替え等の資金の貸付けを行い、当該市民の生活再建を支援するため、提案するものであります。

調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、平成27年7月26日に小型航空機が市内に墜落した事故（以下「本件事故」という。）につき、原因者がいまだ特定されていない状況に鑑み、被害を受けた市民に対し、住宅等の建替え等の調布市小型航空機墜落事故による生活再建支援資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活再建を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「住宅等」とは、本件事故により被害を受け、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定するり災証明書により被害の程度が証された住宅（以下「住宅」という。）及び当該住宅の敷地内にある家財その他の物品で、同様に被害を受けたものをいう。

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、本件事故により被害を受けた当時市内に住所を有し、かつ、住宅等を所有していた者とする。

(貸付限度額)

第4条 資金の貸付限度額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅の建替え 1,500万円
- (2) 住宅の改修 500万円
- (3) 住宅の除却 200万円
- (4) 家財その他の物品の買換え等 200万円

(償還のための措置)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、貸し付けた資金の償還を確実に

にするための措置を講ずるものとする。

(貸付手続)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けた場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、資金の貸付けに係る消費貸借契約を締結するものとする。

(利子)

第7条 貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）は、無利子とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は15年以内とし、そのうち据置期間は5年以内とする。ただし、資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

2 貸付金の償還方法は元金均等償還とし、半年賦償還又は年賦償還とする。ただし、特に必要があると市長が認めたときは、これを変更することができる。

(償還の猶予)

第9条 市長は、借受者が災害その他やむを得ない事情により、償還期間の末日までに貸付金を償還することが困難であると認めたときは、当該貸付金の償還を猶予することができる。

(特別償還)

第10条 借受者は、住宅等の建替え等に充てることができることと認められる賠償金等の支払を受けたときは、速やかに当該支払を受けた額に相当する額を償還しなければならない。

(返還)

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 偽りその他の不正な行為により貸付けを受けたとき。
- (2) 貸付金を目的以外に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が貸付金を返還させる必要があると

認めるとき。

(違約金)

第12条 借受者は、第8条若しくは第10条又は前条の規定に違反して償還又は返還すべき金額を支払わなかったときは、規則で定めるところにより、年10.75パーセントの割合の違約金を支払わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。